

## ○鹿児島県警察の警察犬の運用に関する訓

令 (平成13.5.29  
鹿児島県警察本部訓令22)

改正 平成31.4訓令19

### 目次

	ページ
第1章 総則(第1条—第3条).....	1309
第2章 直轄犬(第4条・第5条).....	1310
第3章 嘱託犬(第6条—第14条).....	1310
第4章 警察犬の出動等(第15条・第16条).....	1311
第5章 その他(第17条—第19条).....	1312
附則.....	1312

### 第1章 総則

#### (趣旨)

**第1条** この訓令は、犯罪の捜査及び行方不明者、遭難者等の捜索活動における警察犬の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

**第2条** この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察犬とは、直轄警察犬（以下「直轄犬」という。）及び嘱託警察犬（以下「嘱託犬」という。）をいう。
- (2) 直轄犬とは、警察において直接飼育し、管理し、及び運用する犬をいう。
- (3) 嘱託犬とは、警察部外者が飼育し、及び管理している犬のうち、警察本部長（以下「本部長」という。）が必要な審査を行い、犯罪捜査等のため、あらかじめ嘱託した犬をいう。
- (4) 所属長とは、本部の課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の長をいう。
- (5) 運用責任者とは、鑑識課長をいう。
- (6) 警察犬担当者とは、直轄犬の飼育、管理、訓練及び使役に従事する者をいう。
- (7) 所有者等とは、嘱託犬の所有者及び指導手をいう。

## 第4編 刑事 鹿児島県警察の警察犬の運用に関する訓令

(8) 現場活動とは、犯罪捜査及び行方不明者、遭難者等の捜索活動をいう。

(運用責任者の任務)

**第3条** 運用責任者は、警察犬の効果的な運用を図るため、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 直轄犬、犬舎及び装備資機材の管理に関すること。
- (2) 警察犬担当者の指定及び指導に関すること。
- (3) 所有者等に対する指導に関すること。
- (4) 警察犬の訓練及び現場活動に関すること。
- (5) その他警察犬の効果的運用に関すること。

### 第2章 直轄犬

(直轄犬の配置等)

**第4条** 鑑識課に直轄犬を配置するものとする。

2 直轄犬の犬舎は、鹿児島県警察直轄警察犬訓練所（以下「訓練所」という。）と称する。

3 訓練所は、鹿児島市東開町1番地に置く。

(警察犬担当者の職務)

**第5条** 警察犬担当者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 直轄犬の飼育及び管理に関すること。
- (2) 訓練所の施設及び装備資機材の保全に関すること。
- (3) 警察犬の訓練及び現場活動に関すること。
- (4) その他運用責任者が特に命ずること。

### 第3章 囑託犬

(委員会の設置)

**第6条** 囑託犬の嘱託を適正にするため、鹿児島県警察本部に鹿児島県警察嘱託警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会及び嘱託犬に関する事務は、鑑識課において行うものとする。

(委員会の構成)

**第7条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には本部長、副委員長には刑事部長、委員には鑑識課長及び警察犬について知識・経験を有する者の中から本部長が委嘱した者をもって充てる。

(委員会の業務)

**第8条** 委員会は、毎年1回嘱託犬の嘱託に必要な審査を実施するものとする。

(審査)

**第9条** 嘱託犬の審査は、足跡追及、臭気選別、捜索救助等の科目により、その資質及び能力について実地に検定して行うものとする。

2 審査の日時、場所及び要領は、その都度委員長が別に定める。

(嘱託)

**第10条** 嘱託犬の嘱託は、審査に合格した犬のうち、所有者等の現場への出動体制、人格、警察犬に関する知識・技能その他の条件を考慮して本部長が行うものとする。

(嘱託書等の交付)

**第11条** 嘱託犬を嘱託したときは、その所有者に対して嘱託書（別記第1号様式）及び嘱託犬章（別記第2号様式）を交付するものとする。

(嘱託の期間)

**第12条** 嘱託犬の嘱託の期間は、嘱託の日から起算して1年とする。

(嘱託の取消し)

**第13条** 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、嘱託を取り消すことができる。

- (1) 嘱託犬の所有者に変更があったとき。
- (2) 嘱託犬の所有者が嘱託を辞退したとき。
- (3) 嘱託犬が死亡、疾病その他の理由により使用できなくなったとき。
- (4) 前各号のほか、嘱託をしておくことが適当ないと認めたとき。

(嘱託犬章等の返納)

**第14条** 嘱託犬の所有者は、嘱託の期間が満了したときは嘱託犬章を、嘱託を取り消されたときは嘱託書及び嘱託犬章をそれぞれ、速やかに、本部長に返納するものとする。

#### 第4章 警察犬の出動等

(警察犬の出動要請等)

**第15条** 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、運用責任者に警察犬の出動を要請することができる。

- (1) 犯罪現場に被疑者の遺留品、足跡等の原臭があり、捜査上必要があると認められるとき。

## 第4編 刑事 鹿児島県警察の警察犬の運用に関する訓令

- (2) 犯罪現場付近に被疑者が潜伏し、又は犯罪に使用した凶器、被害品等が隠匿されていると認められるとき。
- (3) 犯罪を立証するため、臭気選別を行う必要があると認められるとき。
- (4) 行方不明者、特異家出人、迷い子等を捜索するため必要があると認められるとき。
- (5) その他警察犬を使用することが効果的であると認められるとき。

2 警察犬の出動を要請する場合は、事案の発生時間、原臭の状況、地理的条件等を総合的に判断して行うものとする。

(警察犬の出動)

**第16条** 運用責任者は、警察犬の出動要請を受けた場合において、その必要があると認めたとき、又は警察犬の出動要請がない場合であっても警察犬の出動効果があると認めたときは、直ちに、警察犬を出動させるものとする。

**第5章 その他**

(出動結果の報告)

**第17条** 所属長は警察犬を使用したときは、警察犬使用状況報告書（別記第3号様式）により、その結果を本部長に報告しなければならない。

(謝金等)

**第18条** 嘴託犬を使用したときは、その都度、謝金又は借上料を嘴託犬の所有者に支払うものとする。

(簿冊の備付け)

**第19条** 運用責任者は、嘴託警察犬台帳（別記第4号様式）を備え付けなければならない。

**附 則**

1 この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

2 鹿児島県警察嘴託犬の嘴託および取扱いに関する訓令（昭和40年鹿児島県警察本部訓令第14号）は廃止する。

**附 則** (平成31.4.23訓令19)

この訓令は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第11条関係）

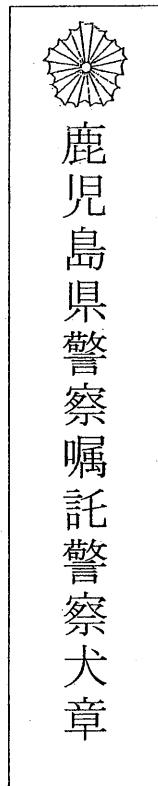
第 号			嘱 託 書	
住 所	氏 名		殿	
あなたが所有されている犬				
犬 名				
を鹿児島県警察嘱託警察犬として嘱託します。				
嘱託期間				
年 月 日から		年 月 日まで		
年 月 日				
鹿児島県警察本部長				

備考 嘱託書の紙質は上質のものを用い、規格はA4とする。

本様式…一部改正(平成31.4訓令19)

第2号様式 (第11条関係)

15 c m



60 c m



- |   |    |        |
|---|----|--------|
| 1 | 地質 | プラスチック |
| 2 | 地色 | 白色     |
| 3 | 日章 | 金色     |
| 4 | 文字 | 刻印     |

第3号様式（第17条関係）

第 号 年 月 日	
鹿児島県警察本部長 殿	
長	
警 察 犬 使 用 状 況 報 告 書	
事 件 名	
事件の概要	
使用年月日	
警 察 犬 名	
所 有 者 住所・氏名	
訓練指導手 住所・氏名	
出動警察官 階級・氏名	
遺留品足跡 等保有状況	
活動の概要	

本様式一部改正(平成31.4訓令19)

第4編 刑事 鹿児島県警察の警察犬の運用に関する訓令

第4号様式 (第19条関係)

嘱託警察犬台帳

嘱託警察犬	訓練指導手(所有者)	電話	種目	管轄
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				